

農地法第5条申請手続きについて (他人名義の農地を売買・貸借等を行い転用する場合)

農地法第5条の申請手続きを行う場合は、次の事にご留意ください。

1 申請前にしておかなければならない手続き等について

(1) 土地登記事項の整備

- ① 相続登記をしていない場合 → 相続登記
- ② 住所変更登記をしていない場合 → 変更登記
住所が異なる場合は、住民票や戸籍の附票等で住所の移転がわかる書類を添付
- ③ 分筆、合筆又は地積訂正を必要とする場合 → 表示登記

(2) 農業振興地域内の農用地区域内の農地か確認及び変更手続き

農業振興地域内の農用地区域内の農地の転用は一時的な転用を除いて原則許可にならないので、事前に確認が必要です。

どうしても農用地区域内の農地を転用しなければならない場合は、農業振興地域整備計画の変更又は除外の手続きを行ってください。

窓口：農林課 農業企画係（電話：757-3120）

(3) 権利関係の調整

申請地に賃借権や使用貸借権などに基づく耕作者がいる場合は、解約手続きが必要です。

(4) 農業者年金を受給しているか否かの確認

申請者が農業者年金を受給している場合、年金の受給が停止されることがあるので事前に確認が必要です。

2 申請に必要な書類等について

別紙「申請に必要な書類等」を参照ください。

3 許可申請書の記入要領

(1) 「1 当事者の氏名・住所等」欄の記入について

- ① 「氏名」「住所」は、住民票に記載されているものを記入。
略字や略称等を記載しないでください。
- ② 「新潟県」は、省略しても可です。

(2) 「2 許可を受けようとする土地の所在、地目、面積等」欄の記入について

- ① 「土地の所在」「地番」は土地の全部事項証明書で確認して記入。
- ② 農振農用地とは農業振興地域内の農用地区域のことです。

(3) 「3 転用目的」欄の記入について

- ① 具体的に記入。
- ② 宅地を拡張する場合は夏季の利用状況を記載
※「家庭菜園」「雪捨て場」としては許可になりません

- (4) 「5 転用計画」欄の記入について
- ・(転用しようとする事由の詳細)欄は、できるだけ詳しく記入。
 - ・「所要面積」欄は、建物の必要最小限の面積を記入。
 - ・宅地拡張の場合は名称欄に夏季の用途名、所要面積及び既存建物の建築面積、所要面積を記入。
 - ・増築の場合は、増築後の全体の建築面積、所要面積を記入。
※増築部分と既存部分の建築面積、所要面積が判る場合は分けて記入
 - ・「土地利用の面積」欄は、宅地の拡張など、農地以外の土地と一体で使用して事業を行う場合は、「他」の欄に農地以外の面積を記入し、全体計画がわかるようにする。
 - ・土地利用の面積が所要面積の計を超える場合は、残地の具体的な用途を明らかにする。
例：庭園、駐車場、露天作業場など
※雪捨て場、排雪場など季節限定の用途では許可になりません。
 - ・「権利の存続期間」欄は、設定・移転した貸し借りの存続期間を記載する(最長20年間)
 - ・「事業の操業期間又は施設の利用期間」の始期には、「工事計画」の完工日を記入。
- (5) 「6 資金調達についての計画」欄の記入について
事業にかかる費用の内訳と事業資金の内訳及び借入先を記入。
- (6) 「7 付近の土地、作物、家畜及び生活環境等への被害防除施設の概要」欄の記入について
雨水、排水、土砂、日照、通風などの影響で周辺農地に被害を及ぼす事が無いように措置をした場合にその内容を記載する。
- (7) 「8 その他参考事項」欄の記入について
農地法以外の法令による許認可、届出等を伴う場合はその関係法令名と手続きの進捗状況を記入してください。
また、同時に農地法の申請がある場合はその条項を記入する。

4 その他

転用内容が特殊又は大規模な転用案件(3,000㎡以上の転用)にあつては、添付書類が別途追加で必要になることや、許可までの期間が長引く場合もありますので、事前に農業委員会本局又は各事務所へ確認してください。

なお、案件ごとに判断し、場合によっては適宜追加の添付書類を求める事があります。

5 問い合わせ先

【十日町市農業委員会 各事務所】

本局	〒948-8501	十日町市千歳町3-3	TEL 757-3286
中里事務所(中里支所)	〒949-8492	十日町市上山己2133	TEL 763-2515
川西事務所(川西支所)	〒948-0192	十日町市水口沢12	TEL 768-4951
松代事務所(松代支所)	〒942-1592	十日町市松代3252-1	TEL 597-2222
松之山事務所(松之山支所)	〒942-1492	十日町市松之山1597-2	TEL 596-3132